

令和元年度松山市職員(実務経験者)採用試験実施要領

令和元年 8 月 26 日

社会人として培った経験や専門的知識、資格免許等を活かし、
松山市政で役立ててみたい方を求めています。

社会人としての能力、コスト意識及び説明能力を有し、即戦力として能力を発揮できる
人材を人物重視の試験制度により募集します。

令和元年度松山市職員(実務経験者)採用試験を次のとおり行います。

1 試験区分及び採用予定人数等

試験区分		採用予定人数	勤務場所等
技術職	土 木	A	2 人程度
	建 築	B	1 人程度
	機 械	C	1 人程度
	保育士	D	3 人程度
	心理判定員	E	1 人程度
	保健師	F	1 人程度

(注)採用予定人数は変更する場合があります。

2 受付期間等

受付期間は、令和元年 8 月 28 日(水)から令和元年 9 月 17 日(火)までです。

(祝日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

郵送の場合は、令和元年 9 月 17 日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

3 受験資格

次の(1)から(9)までの必要な要件を満たす者

- 昭和 35 年 4 月 2 日以降に生まれた者
- 土木は、次のア及びイの要件を全て満たす者
 - 申込時において、技術士(建設部門)又は 1 級土木施工管理技士の資格を有する者
 - 民間企業、地方公共団体等において、土木工事の設計若しくは施工監理又は構造物の維持管理に係る業務に従事した期間が、令和元年 9 月 1 日現在で通算して 5 年以上ある者
- 建築は、次のア及びイの要件を全て満たす者
 - 申込時において、一級建築士の免許を有する者
 - 民間企業、地方公共団体等において、建築に係る業務に従事した期間が、令和元年 9 月 1 日現在で通算して 5 年以上ある者
- 機械は、次のア及びイの要件を全て満たす者
 - 申込時において、技術士(機械部門)又は 1 級管工事施工管理技士の資格を有する者
 - 民間企業、地方公共団体等において、機械設備工事の設計若しくは施工監理又は施設の運転、操作若しくは維持管理に係る業務に従事した期間が、令和元年 9 月 1 日現在で通算して 5 年以上ある者

- (5) 保育士は、次のア及びイの要件を全て満たす者
- ア 申込時において、保育士の資格を有する者
 - イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかの施設において、保育士又は保育教諭として勤務した期間が、令和元年9月1日現在で通算して10年以上ある者
 - (ア) 児童福祉法第7条に規定する保育所(認可保育所)又は幼保連携型認定こども園の保育所機能部分の施設
 - (イ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園のうち、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分又は保育所型認定こども園の保育所機能部分の施設
 - (ウ) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業であって、同法第34条の15第1項の規定により実施し、又は同条第2項の規定による認可を受けて実施する施設(地域型保育事業において、小規模保育事業及び事業所内保育事業の認可を受けて実施する施設)
- (6) 心理判定員は、次のア及びイの要件を全て満たす者
- ア 学校教育法に基づく4年制の大学又は大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
 - イ 医療機関、教育相談機関、社会福祉施設等において、心理判定、カウンセリング等の業務に従事した期間が、令和元年9月1日現在で通算して5年以上ある者
- (7) 保健師は、次のア及びイの要件を全て満たす者
- ア 申込時において、保健師の免許を有する者
 - イ 民間企業や地方公共団体等において、保健師として勤務した期間が、令和元年9月1日現在で通算して5年以上ある者
- (8) 日本国籍を有する者(土木、建築及び機械に限る。)
- (9) 次のアからエまでに該当しない者(地方公務員法第16条の欠格条項)
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (注)1 上記(2)から(7)までの「勤務期間」は、週30時間以上の勤務を継続して1年以上した期間に限ります。
- 2 上記(2)から(7)までの「勤務期間」を算出する場合において、産前休暇及び産後休暇の期間があるときは、この期間を含み、それら以外の育児休業や退職等により実際に勤務しなかった期間があるときは、この期間を除きます。また、同一の期間内に複数の業務に従事した場合は、いずれか一方の期間のみ「勤務期間」に算入します。
- 3 申込時に各試験区分に必要な資格・免許を有していることを証する書類の写しを提出していただきます。ただし、心理判定員については、受験資格にある大学又は大学院の卒業証明書及び心理学を専修したことがわかる成績証明書等を令和元年10月11日(金)までに提出してください。

4 受験手続(人事課の所在地等は最終頁を参照)

(1) 申込書、受験票及び職務経験調査票を次の方法により入手してください。

申込書、受験票及び職務経験調査票は、人事課、市役所本館案内所、市民サービスセンター(松山三越・フジグラン松山・いよてつ高島屋)、各支所、松山市東京事務所でお渡しできます。

郵便で請求する場合は、封筒に「試験申込書請求」及び「試験区分」を朱書きし、あなたの宛先を明記した返信用封筒(角形2号サイズ・A4判の封筒に120円分の切手を貼ったもの)を同封して人事課に送付してください。なお、市ホームページから印刷することもできます。印刷の際はA4両面印刷をしてください。

(2) 申込書、受験票、職務経験調査票及び各試験区分に必要な資格・免許を有することを証する書類の写し等を人事課に提出してください。

申込書、受験票及び職務経験調査票に必要事項を記入し、各試験区分に必要な資格・免許を有することを証する書類の写し等を併せて人事課に提出してください。申込書及び受験票には同じ写真を貼り、写真の裏には申込者の氏名を明記してください。また、写真は申込前3箇月以内に撮影したもので上半身、脱帽、正面向き、縦5cm×横4.5cm程度のものとしてください。

郵便で提出する場合は、封筒の表に「受験」と朱書きし、封筒の裏に必ず差出人の住所と氏名を記入してください。また、下記の申込書等とあなたの宛先を明記した返信用封筒(長形3号サイズの封筒に82円分の切手を貼ったもの)を同封して簡易書留で人事課に送付してください。簡易書留の控えは、受験票が届かない場合の確認手段となりますので、受験票が届くまで保管してください。令和元年10月4日(金)までに受験票が届かない場合は、人事課に問い合わせてください。なお、ホームページ上から直接申し込むことはできません。

- ※提出書類 ○申込書 ○受験票 ○職務経験調査票
 ○各試験区分に必要な資格・免許を有することを証する書類の写し等
 ○あなたの宛先を記載した返信用封筒(郵送の場合に限る。)

5 試験の日時及び方法等

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験の合格者を対象に行います。

(1) 試験日時、試験会場及び合格発表

区分	試験日時	試験会場	合格発表
第1次試験	令和元年10月27日(日) 午前8時50分から (午後にも及ぶ場合あり)	松山市役所会議室ほか (愛媛県松山市二番町四丁目7-2) ※集合場所は松山市役所本館1階 北口玄関(開場は午前8時20分予定)	令和元年11月上旬から中旬 (予定)に松山市役所前掲示板に 掲示するほか受験者全員に合否 を通知する。
第2次試験	令和元年11月中旬から 下旬(予定)	松山市役所会議室ほか ※詳細は第1次試験合格者に通知 する。	令和元年12月中旬(予定)に 松山市役所前掲示板に掲示する ほか受験者全員に合否を通知す る。

(2) 試験の方法

区分	科目	内容	形式	時間
第1次試験	教養試験	言語・社会科学系、数論理・自然科学系、 時事・常識系の一般知識・教養について	択一式(60問)	30分
	事務適性試験	職務遂行に必要な適性について (正確さ、迅速さ等の作業能力)	択一式(100問)	10分
	口述試験	主として人物及び専門知識等についての個別面接		約20分
(注) 得点配分は、教養試験：事務適性試験：口述試験=2：1：3とする。				
第2次試験	論文試験	出題されるテーマに対する文章による表現力等について		約60分
	口述試験	主として人物についての個別面接		約20分
11月中旬から下旬(予定)に論文試験及び口述試験を実施する。 その他詳細は第1次試験合格者に通知する。 (注) 得点配分は、第1次試験：第2次試験(論文試験：口述試験)=3：7(1：6)とする。				

6 採用予定日及び給与等

(1) 採用予定日

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(作成された日から1年間有効)に登載され、このうちから任命権者が採用者を決定します。採用は、おおむね令和2年4月になります。ただし、受験資格がない場合や申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 給与等

給料は、松山市職員給与条例(昭和 27 年条例第 31 号)等の規定に基づき、職歴等を一定基準で換算して決定します。また、手当は、期末手当及び勤勉手当並びに該当者には扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等を支給します。なお、職階(主任等)については、職務経験等に応じて任用します。

ア 土木、建築及び機械の場合、例として大卒かつ募集職種と同種の民間等経験が 10 年であり、年齢が 33 歳時のおおむねの給料月額は約 250,000 円です。なお、勤務成績が良好である場合、勤務 5 年後の予想給料月額は約 310,000 円です。

イ 保育士の場合、例として大卒かつ募集職種と同種の民間等経験が 10 年であり、年齢が 33 歳時のおおむねの給料月額は約 250,000 円です。なお、勤務成績が良好である場合、勤務 5 年後の予想給料月額は約 290,000 円です。

ウ 心理判定員の場合、例として大卒かつ募集職種と同種の民間等経験が 10 年であり、年齢が 33 歳時のおおむねの給料月額は約 250,000 円です。なお、勤務成績が良好である場合、勤務 5 年後の予想給料月額は約 290,000 円です。

エ 保健師の場合、例として大卒かつ募集職種と同種の民間等経験が 10 年であり、年齢が 33 歳時のおおむねの給料月額は約 270,000 円です。なお、勤務成績が良好である場合、勤務 5 年後の予想給料月額は約 310,000 円です。

(3) 勤務時間等

勤務時間は、原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの 1 日 7 時間 45 分、1 週間につき 38 時間 45 分です。ただし、職種、勤務場所等によって異なる場合があります。

7 試験結果等について

(1) 第 1 次試験及び第 2 次試験の合否は、受験者全員に通知します。また、合格者の受験番号については、松山市役所前掲示板に掲示するほか、市ホームページでも公開します。合否の通知は、郵便事故等により延着や不着の場合もありますので、合否は掲示板や市ホームページでも確認してください。なお、電話での合否の問合せにはお答えできません。

(2) 次の 5 項目は、第 1 次試験の受験者全員に、第 2 次試験は不合格者のみに通知します。

(総合得点・科目別得点・受験者数・順位・合格最低点)

8 その他

(1) 第 1 次試験会場に無料駐車場はありません。また、昼食等は各自で用意してください。

(2) 第 1 次試験当日は、受験票、HB の鉛筆数本、消しゴム及び時計を持参してください。ただし、時計は時計機能のみを有するものに限り使用を認め、通信機能やアラーム音等の出る機能を有するものの使用は認めません。試験時間中は、前記以外のものは許可なく使用できず、机上にも置けません。

(3) 第 1 次試験及び第 2 次試験それぞれにおいて、松山市が指定した日時及び場所で全ての科目を受験した方を受験者として扱います。公共交通機関の遅延等理由を問わず、1 科目でも受験しなかった方は欠席者として扱います。

(4) この試験で提出された書類等は、一切返却できません。

(5) 申込書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報については、人事情報として使用します。

(6) 申込者数や平均点等も、順次、市ホームページで公開します。

(7) 試験会場周辺で、有料で合格通知等の受付を行っている場合がありますが、松山市とは一切関係ありませんので注意してください。

(8) 台風等の非常災害のため、やむを得ず試験日程の変更等をする場合は、市ホームページでお知らせします。

(9) その他質問等は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに人事課に問い合わせてください。

<申込先 及び 問合せ先等>

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 松山市 総務部 人事課(松山市役所本館4階)
TEL 089-948-6940 ・ FAX 089-934-9205 ・ HP <http://www.city.matsuyama.ehime.jp>